

近代文化遺産の保存

文化庁文化財保護部建造物課長

村上 詠一

本日は、日本下水文化研究会の定例研究会にお招き頂き、日本における近代文化遺産の保存について、お話しすることができ、大変光栄に思います。

本日の研究会は、「神田下水」が、この度東京都の指定文化財として史跡に指定され、これを記念して開催されたということで、大変慶ばしい事と存じます。

この、「神田下水」が指定されたことは、近代下水道施設というものが、文化財として認められた第一号であると思われますので、その意義は大変大きなものがあると思います。指定に向けてご尽力された皆様方に敬意を表します。

我が国における近代の下水道の歴史は、横浜と

神戸の外国人居留地に設けられましたのに始まると聞いております。明治三年に設置されました横浜下水道は、陶器の管による埋設下水道であり、明治四〇五年の神戸下水道は、レンガ造の円形及び卵形管の埋設下水道であります。

私ども文化庁では、神戸の居留地跡に一棟残っており、ます旧神戸居留地十五番館（商館）を重要文化財に指定しております。これは、明治十四年に建築された木造二階建ての建物で、保存修理工事を実施した際、歩道ぎわからレンガ造の円形下水道管が出土しました。

調査したところ、これは居留地の下水道で、雨水の排除に使われていたことがわかりました。これをもう一度埋設するのは、もったいないので、

市民に公開するということ、埋め戻さず、上から見るができる状態で保存されています。

なお、居留地の別の場所では、卵形管が出土しましたが、残念なことに現地では保存できなかったもので、掘り出して、移設展示されております。

このように、近代下水道施設も、日本の近代の基礎を築いた遺産の一つであるという位置づけができると思います。

文化庁では、このような近代の遺産というものを保護していこうという動きを始めております。

そこで、まず全国的に、どこにどのようなものが、どのような状態で遺っているか、把握をするために、平成二年度より全国的な調査を行っております。これは、都道府県に補助金を交付し、都道府県単位で調査をお願いしております。調査の名前は、「近代化遺産総合調査」と申しております。

この調査の対象は、近代化遺産というものが非常に幅広いものでありますので、そのうち「近代的手法で造られた建造物で、産業、交通及び土木に関するもの」に限定しております。

従いまして、近代に造られました工場、鉄道施設、ダム、橋梁、上下水道施設等に限って調査をすることになりました。さらに、年代的には、明治時代から昭和（戦前）時代までに限定しております。

現在までに調査を完了したのは、群馬県、秋田県、福岡県、新潟県、大分県であります。現在、北海道ほか五県で実施中です。

この調査は、近代化遺産のリストを各都道府県別に作成して頂き、この所在リストの中から重要なものを保存するための基礎資料を作成するものであり、詳細な報告書を作成しております。

さて話はかわりますが、文化庁建造物課は、文化財の建造物を保存することを職務としています。国宝や重要文化財を指定し、国として保存して行くことを担当しております。例えば、法隆寺金堂とか宇治平等院の鳳凰堂といった建造物を指定し、将来に伝えて行くために保存していこうというものであります。

このような文化的建造物の保存の動きは、明治三十年、「古社寺保存法」の制定に始まり、寺社

の建物を保存して行こうというものでしたが、昭和四年に「国宝保存法」に変わり、社寺以外に城や民家等に保存の範囲が広がり、指定ができるようになった。

そして、法隆寺の金堂の火災を契機に、昭和二十五年「文化財保護法」ができ、現在のような保存体系になってまいりました。

現在、三千五百件ほどの建造物を指定しております。（この間、約百年かかっております。）内容としては、社寺建築から城郭、民家、明治洋風建築へと指定の対象が拡大し、年代も奈良時代から江戸時代までのものを重点的に指定してまいりました。

そして、近世以前の指定も一段落しましたので、本年度からは、指定の方向が、明治時代以降（近代）の建物に移っているところでございます。

百年間で、三千五百件しか指定できなかったのは、社寺等の優品を厳選して指定、手厚く保護するといった方策によります。

しかし、「近代」ということになると、例えば、橋とか工場とかいった身近なものが指定さ

れることになり、かなり幅広い保存がなされるようになります。

そうしますと、今までの様な固い保護制度、例えば、民家を例にしますと、柱に、釘一本も打ち付けてはいけない、ということでなく、（これは本当は誤解なのですが。）もう少しゆるい規制を行い、建物を活用しながら保存して行くのが、一番良い（「文化財保護法」にもそのように明記しております。）と思っております。

今まで、近代化遺産の建造物ということについて、少しお話ししましたが、それでは、「近代化遺産」とは何かというと、明確な定義はありません。江戸時代終り頃から欧米文化を在来の伝統文化や技術に巧みに取り入れ、日本の文化が発展し、近代化を成し遂げて来たと考えられます。この近代化を支えてきた有形・無形の文化的所産が近代化遺産であると考えております。

ここでいう、近代化遺産とは、先に申しました調査のために造った造語で、一般的な言葉ではありません。

何故、今近代化遺産かと言うと、これらは日本

の發展過程や町の形成等に、果たして来た役割はとても大きいものがあります。従つて、町や暮らしの成立とのかかわりが非常に大きく、身近なものが非常に多いため産業構造の变革や技術革新の影響をものに受けやすく、重要性を訴える声は大きいのですが、その割には経済効率等の観点により、急速に壊されつつあります。このため、平成四年から、これらの保存について、取組みを始めました。

近代化遺産は、歴史的分野・建造物的分野・民俗的分野などの各種の分野において、広く存在しています。例えば、初期の機械器具類（○○○第一号機等のようなもの）とか明治憲法とか条約、フェノロサ等の御雇い外国人資料、下水道では、バルトン等の資料などを含めて、近代化遺産として広く解釈をして行きたいと考えております。

文化庁としては、このようなものを全体を保存して行くことを考えておりますが、いろいろと大変ですので、まず産業、交通及び土木に関する構築物のように、破壊の速度の早いものから、先行して保存を始めました。すなわち、先に述べました

ように平成二年度からは、「近代化遺産総合調査」として近代の産業、交通、土木施設の調査を実施しております。

産業、交通及び土木施設として、何を考えているかといいますと、産業関係としては、造船、鉱業、製鉄、製糸、及び醸造等各種産業施設。交通関係としては、鉄道施設（駅舎、トンネル）、道路橋及び灯台等。土木関係としては、港灣施設、灌漑施設、運河、各種ダム、上下水道施設（例えば、神田下水等）があげられ、これらを保存するということであります。

そして、これらの新しい分野の文化財の保存に際しては、今までの文化財の保存方法では無理な面があります。今までは、法隆寺金堂、民家の曲屋というような単体に、注目していくやり方でした。しかし、近代化遺産ということとなりますと、「近代化を担った」という視点が加わってまいります。

すなわち、今までの指定基準である「芸術的」、「意匠的」、「学術的」といった観点に、「近代化を担った」ということが位置付けの一つとして

必要になってまいります。

それでは、「近代化を担ったもの」の保存の仕方としては、どのような方法を考えているかというところ、一つの文化財を、単体として保存するのではなくて、全体をシステムとして、保存するということでもあります。例えば、鉄道の駅を例としてみますと、今までならば、意匠的にも優れております駅舎だけを単体として指定しました。しかし、近代化遺産としては、駅舎にプラットホーム、ダイヤグラム等一式を含めた「鉄道施設」として保存するというやり方を考えております。

このように、今までとは、違った方式になっていくこととなります。（これらの考え方で、秋田の「藤倉水源地水道施設」と群馬の「碓氷峠鉄道施設」が「近代化遺産」の第一号として重要文化財に指定されました。）

このような近代の建造物保存の動きは、文化財という流れだけでなく、例えば、「土木学会」とか「産業技術史学会」等でも検討されております。また、運輸省で「歴史的港湾環境創造事業」、建設省では「歴史的なダムの保全事業」、海上保安

庁では「明治期の灯台整備事業」等の動きがあります。さらに、各自治体や企業において、歴史資料館や産業技術博物館の建設が盛んに行われております。また、日本下水文化研究会のように、近代下水道の研究をされているところもあります。

但し、文化財として歴史的な位置づけ等を行うことは、やはり文化庁の仕事であると考えております。実際の保存は、各機関にお願いしてもよいと思いますが、価値付けは、文化庁でやるべきと考えております。

近代化遺産のあり方と今後の課題についてですが、現在、「文化財保護法」で藤倉水源地施設等の他にもそれ以前に近代化遺産を保存しております。重要文化財建造物として、集成館機械工場、下野レンガ製造会社のレンガ窯、門司港駅（駅舎）等があります。これらは、建物に単体としての価値を見つけて指定してまいりました。史跡という観点から旧堺灯台等も指定しています。

しかし、近代化遺産は、施設と共に機械や製品を含めた、システム全体としての保存が必要とな

ると考えております。

また、場合によっては文化財保護法では対処出来ないものもあります。例えば、広範囲に町全体が近代化施設で埋まっている、鉱山都市とかがあります。（採鉱施設、工場、事務所から住宅、娯楽施設まで残っているような場合、町全体を保存しなければ、意味が無くなってしまう。）

このような場合、群としての保存の仕方等、新しい保存の検討が必要と思います。また、油田の槽のように、主要なものが機械設備しかないような、従来の建造物にはなじまないものもありますので、このようなものを考慮においた、制度の見直しを検討して行きたいと、考えております。

さらに近代化遺産は、単なる保存でなく、如何に活用して行くかが重要な課題となっているのであります。

近代化遺産というのは、もう既に役目を終ったものもありますし、門司港駅のように、現在でも建設当初の機能を維持しているものもあります。

また秋田の藤倉ダムのように、上水道施設としての働きを終えてしまつて、単なる川の中の構築物

として、とどまってしまうものもあります。

このようなものは、単に保存するのでは意味がなく、如何に地域に活かして再活用し、新しい生命を与えて行くか、ということが大切であります。

話しを少し変えて、社寺というものは、活用面では問題はなく、保存しても社寺は社寺として、使いつづけていけるもので指定しても問題は無かつたが、民家となつてきますと民家は「すまい」なので、住み続けて頂くことが一番よいので、必要となれば炊飯等の火を使って頂くことも結構ですし、水道を引くこともよいし、さらに釘を打つて額を飾ることもかまわない（但し、床柱となる問題ですが）、生活と共に民家は保存される、ことが望ましいのであります。しかし古民家は、現代生活にはなじまないということで、公共機関に委ねて、資料館として再活用を図るという事例も多くもなっております。

このことは、近代の建物には特に強くて、事務所建築にしろ、裁判所にしろ、当初の機能が失われているものが多いのです。例えば、名古屋高等裁判所（重要文化財）のように大正の建築物です

が、裁判所としての機能は既に失われていて、ものを保存する場合、建物内部をいじることにならず、全て規制をかけてしまうと、活用が出来なくなってしまうので、外観の保存を中心とした形で保存している例もあります。但し、構造物はもちろん当初のまま保存します。玄關ロビー、館長室、といったメインの場所については、内部もそのまま保存していただく、その他は自由に活用していただくということにしました。この結果、現在この施設は、行政資料館及び貸会議場等として、再活用されています。

このように近代の遺産は、活用を考えた保存方法をとっています。

次に、大切な問題としては、今までの文化財は、木造建築物等がほとんどでありました。このため、木造建築の保存については、今まで百年間の保存経験による技術を持っておりますが、近代の遺産という場合は、レンガ造り、コンクリート造り等、様々な構造物となっております。そして、再活用を考える場合には、安全性の確保という視点も重要になってまいります。したがって、保存する方法

も多種多様になるため、難しいこともでてまいります。

そこで、ここでは、土木施設の一つについて、再活用と安全性という視点で、保存をはかった事例について、お話しします。

長野県の「妻籠宿」で有名な南木曾町にあり、す「吊り橋」で二百四十七mあり、日本で最大級、最古の木製の補剛吊り橋であります。

この橋は、大正十一年にかけられ、既に木部が朽ちボロボロの状態でありました。この橋を保存しようということになり、土木部門と再々にわたり協議を図り保存を行いました。その保存の仕方は、橋を吊っているワイヤーを支える鉄筋コンクリート製のタワーは、そのまま保存したのですが、ワイヤーであるとか、木造部等は既に腐つてしまっているのです、この橋が造られた当時の技法をもつて取り替えました。

文化財は、伝統的な技法や材料を伝えていくのが基本ですが、安全性を考え、やむを得ず材料を新しく取り替え保存活用を図った事例であります。

ところで、本日お集りの皆さん方の一番ご存じになりたい「下水道」につきましては、まだ、大都市での、調査が実施されていないため、現時点においては、把握しておりません。早速に行って行きたいと考えております。したがって、下水文化研究会の皆様は、この場をお借りして、調査の基礎となる資料などを、作成して頂ければ幸いです。

私どもとしては、例えば下水処理場というものがどのようになっているのか、私の記憶では、大正十一年、東京の三河島汚水処分工場が、一番始めに造られたということですが、管渠ばかりだけでなく、下水処理場をも含んだ把握、各機能を含んだ把握というものを、早くやりたいと考えております。そして、何を保存して行きたいのか、さらにそれをどのように活用してゆくのが、課題ではないかと思えます。

例えば、「神田下水」におきましても、地下に入ればわかるのですが、一般の方にどのようにアピールして行くのが、大きな課題であります。何しろ見えないということだと思います。

同様に下水処理場においても、機能を消失したものに對して、うまく見せて、学習の場にするというのも一つの方法だと思えます。どうか、皆様のご意見を頂きたいと思えます。

以上ざつとでしたが「近代化遺産」への取組みについてお話させて頂きました。

それでは、ここでスライドを見て頂き少し補足説明致します。

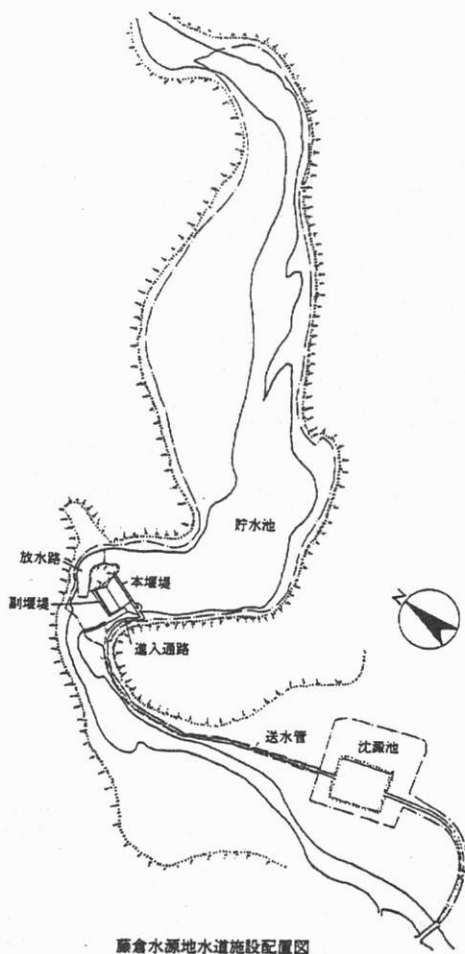
秋田県の近代化遺産の代表例といたしまして重要文化財として指定しました、「藤倉水源池水道施設」についてお話致します。

この水源池水道施設は、貯水池、堰堤（ダム）、放水路、送水管、沈殿池、浄水施設等よりなるもので秋田市の水道の近代化に役立った施設であります。

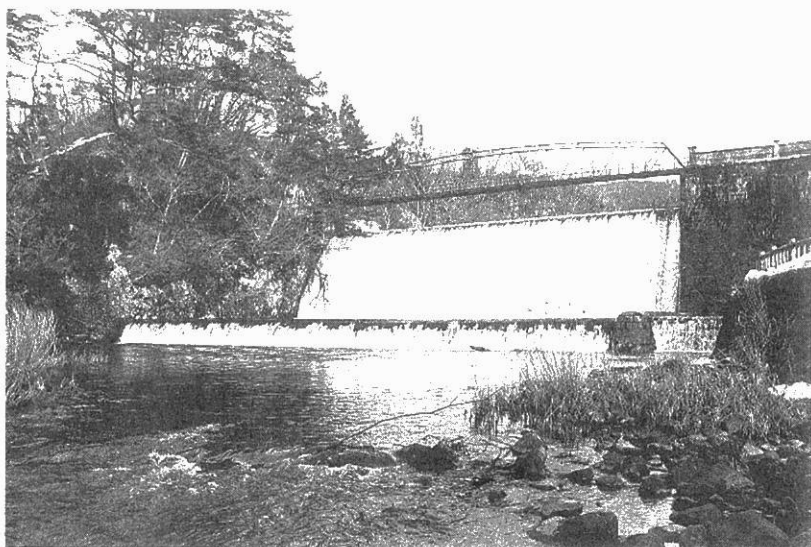
この場合、既に当時の浄水施設は遺っておりますが、ダム等の施設と周辺の土地を共に秋田市と協議の結果重要文化財として保存し、水道博物館などとして再利用を図ってはと考えております。

今までならば、堰堤（ダム）一件のみが指定されていたものを「システム」という見地から一体

のものを「重要文化財」として保存した例の一つであります。



藤倉水源地水道施設配置図（秋田県）



藤倉水源地水道施設副堰堤部分



碓氷峠鉄道施設

次に、群馬県の横川と長野県の軽井沢とを結ぶ「碓氷峠の鉄道施設」であります。

これは、明治時代に造られた施設で、急勾配な箇所を「アプト式」という方法で列車を走らせたものです。現在この区間は、機関車の改良と建設技術の進歩により、新線を作り運行していて現在は使われておりません。したがって線路等は取り外されておりませんが、橋梁とかトンネル等は現存しておりこれを保存して行くことになりました。ここには、変電所やアプト式機関車、ラックレール（機関車についている歯車と噛みあわせるレール）等が保存されています。そこで、国鉄清算事業団の理解を得て、松井田町が施設を買収して、保存が図られることになりました。特に、ここにありますレンガ造りの橋梁は、日本最大のものがあります。そして、最終的には、旧中山道等を含んで一つの学習・観光コースとして、活用を図ってはどうかと考えております。